

平成23年3月17日 木曜日 官 報 第5517号

要する者	介護保険法第六十九條第一項の規定に基づき介護支援専門員の特定介護施設区域内に居住地を有する者
介護施設法第九十四條第一項の規定に基づく医療機関の維持費の許可	特定介護施設区域内に事業所を有する者
医療法第九十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売(製造販売)の許可(特定介護施設区域内に居住する店舗に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
薬事法第一十四條第一項の規定に基づく医薬品の販売(製造販売)の許可(特定介護施設区域内に於いて行われる業務に係るものに限る)	特定介護施設区域内に居住地を有する者
障害者の介護等に関する特別給付金給付法(昭和四十二年法律第五十七号)第四條に規定する特別給付金の額の請求	特定介護施設区域内に居住地を有する者
選挙権及び被選挙権に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二及び第十三条の規定による選挙権を有する者	特定介護施設区域内に居住地を有する者
労働基準法第二十條の適用に関する就業条件の遵守に関する規定(昭和六十七年法律第八十八号)第五條第一項の規定に準じて労働者を有する者(平成二十三年六月十五日現在に労働者として雇用されているものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
中留留置人等の円滑な帰国及び永住帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支援金の支給(申請)	特定介護施設区域内に居住地を有する者
介護保険法(平成九年法律第五十二号)第四十一條第一項の規定に基づく特定介護施設(特定介護施設区域内に居住する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者
介護保険法(昭和四十二年法律第十二号)第二条第一項の規定に基づく指定介護施設(特定介護施設区域内に事業所を有する者)に於けるものに限る)	特定介護施設区域内に事業所を有する者

介護施設法第六十九條第一項の規定に基づく介護支援専門員の特定介護施設区域内に居住地を有する者	介護施設法第九十四條第一項の規定に基づく介護人保健施設の許可(特定介護施設区域内に居住する施設に於けるものに限る)	特定介護施設区域内の介護人保健施設の開設者	平成十七年法律第三十九号附則第三條第一項の規定に基づく制度を有する者	医療法第九十四條第一項の規定に基づく製造業の許可(平成十七年法律第三十九号附則第三條第一項の規定に基づく制度を有する者)を有する者	労働者自立支援法(平成十七年法律第二十号)第五條第一項の規定に基づく労働者自立支援給付金等の支給決定	特定介護施設区域内に居住地を有する者	労働者自立支援法(平成十七年法律第二十号)第五條第一項の規定に基づく労働者自立支援給付金等の支給決定	特定介護施設区域内に居住地を有する者	労働者自立支援法(平成十七年法律第二十号)第五條第一項の規定に基づく労働者自立支援給付金等の支給決定
--	---	-----------------------	------------------------------------	---	--	--------------------	--	--------------------	--

対象となる特定権利利益	概要	担当課
指定居宅サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定地域密着型サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定居宅介護支援事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定居宅介護支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889
指定介護老人福祉施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護老人福祉施設の指定について、特定被災区域内の介護老人福祉施設については、その有効期間を延長する。	老健局高齢者支援課 内線：3971 直通：3595-2888
指定介護療養型医療施設の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護療養型医療施設の指定について、特定被災区域内の介護療養型医療施設については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490
指定介護予防サービス事業者の指定期間の延長	平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。	老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490

<p>指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定期間の延長</p>	<p>平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。</p>	<p>老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490 同・振興課 内線：3937 直通：3595-2889</p>
<p>指定介護予防支援事業者の指定期間の延長</p>	<p>平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する指定介護予防支援事業者の指定について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その有効期間を延長する。</p>	<p>老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889</p>
<p>介護支援専門員の登録期間の延長</p>	<p>平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護支援専門員証の有効期間について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その有効期間を延長する。</p>	<p>老健局振興課 内線：3937 直通：3595-2889</p>
<p>介護老人保健施設の許可期間の延長</p>	<p>平成23年3月11日から平成23年8月30日までの間に有効期限が満了する介護老人保健施設の許可について、特定被災区域内の介護老人保健施設の開設者については、その有効期間を延長する。</p>	<p>老健局老人保健課 内線：3949 直通：3595-2490</p>